

## 農地整備事業(通作条件整備)(保全対策型)

### ◆趣旨

地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を勘案し、必要となる生産基盤等の整備を一体的に実施することにより、大規模水田地域や畑作地域の整備及び畜産主産地の形成を着実に推進するとともに、優良農地の将来にわたる適切な維持・保全を図ることで、食料自給率の向上、農業の多面的機能の十分な発揮に資することを目的とする。

### ◆事業の実施区域

- ・ 農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線
- ・ 地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線
- ・ 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき農道として造成された路線

### ◆事業の内容

#### 【保全対策型】

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うもの。

### ◆実施要件

- ア. 受益面積の合計が50ヘクタール以上であること。
  - イ. 総事業費の合計が30百万円以上であること。
- ただし、点検診断についてはこの限りでない。

### ◆実施主体

県

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp